

ごみ集積施設（ごみステーション）設置基準及び注意事項

1 目的

開発区域内において、良好な環境の保持と衛生の向上を図るため、ごみ集積施設及び設備の設置にあたり必要な事項を定めるものとする。

2 設置数

(1) 独立住宅の建築の場合、原則として、可燃物用は20戸から25戸、不燃物用とペットボトル及びびんは40戸から50戸に1箇所設置すること。

なお、不燃物とペットボトルは可燃物集積設備と兼ねることができる。

(2) 共同住宅の建築の場合原則として、1棟に1箇所設置すること。ただし総戸数が71戸以上の場合、2箇所に分散することができる。

(3) 住宅以外の建築物の場合、住宅地域のものに準じた措置を取ること。

また、(1)・(2)に該当しない場合等、詳細についてはあらかじめ協議すること。

3 位置

(1) 独立住宅の建築の場合、道路と同一平面で、かつ、長辺が接するものとする。

また、宅地の高低、道路勾配、道路幅員及び予想交通量等による住居者の動線の安全を考慮して、利用範囲がおおむね50m以内、かつ、塵芥車両の進行方向の左側になるよう配置すること。

(2) 共同住宅の建築の場合、原則として、公道に面していて塵芥車両が容易に駐車できるところに配置すること。

4 構造

(1) 独立住宅の建築の場合、次に掲げる構造とすること。

ア 壁はブロックまたはコンクリート造とすること。

また、土圧、水圧がかかる場合は擁壁造とすることとし、擁壁の構造は、宅地造成等規制法の擁壁に関する技術基準に準ずること。

イ 床はコンクリート造とすること。

ウ 排水溝を設置すること。

エ 道路と集積設備の間に側溝があるときは、14t荷重に耐える溝蓋を集積設備と接した部分及び両端60cmの部分に設置すること。

オ 鳥獣防止対策（フェンス・ネット等1cm角以下の物）を講じること。

カ 屋根を設置する場合は高さを2m以上とすること。

キ 開口部に扉を設置する場合は引き戸とすること。

また、開口部は高さ2m、幅2mは開放できるようにすること。

(2) 共同住宅の建築の場合は次に掲げる構造とすること。

ア 壁はブロックまたはコンクリート造とすること。

また、土圧、水圧がかかる場合は擁壁造とすることとし、擁壁の構造は、宅地造成等規制法の擁壁に関する技術基準に準ずること。

イ 床はコンクリート造とすること。

ウ 排水溝を設置すること。

エ 開発技術基準第5章5防火水槽の要件(3)により、取水口から2m以上開放して設置すること。

オ 道路と集積設備の間に側溝があるときは、14t荷重に耐える溝蓋を集積設備と接した部分及び両端60cmの部分に設置すること。

カ 鳥獣防止対策(フェンス・ネット等1cm角以下の物)を講じること。

キ 屋根を設置する場合は高さを2m以上とすること。

ク 開口部に扉を設置する場合は引き戸とすること。

また、開口部は高さ2m、幅2mは開放できるようにすること。

ケ 衛生的に維持するために、清掃を目的とした水道設備を設けること。

5 大きさ

(1) 独立住宅の建築の場合、敷地は縦2.0m、横2.5m、有効5.0㎡以上とすること。

また、壁については道路に面した部分を2m以上開放し、高さは1.0m以上とすること。

(2) 共同住宅の建築の場合、敷地は1棟の個数が1戸から40戸までについては縦2.0m、横5.0mに、41戸から60戸までは縦2.0m、横6.0mに、61戸以上は1戸あたり0.2㎡を確保することとし、縦2.0m以上、横7.0m以上とすること。

なお、ダストシュートの取り付けはしないこと。

6 協議

開発行為で新設のごみ集積施設を計画する際には、上記項目を踏まえて市クリーンセンターと協議すること。

7 注意事項

① 完成確認及び開設確認には、必ず立ち合いを行なうこと。

② 鳥獣対策は開設(集積場使用)時に確認するため、開設時までに取り付けること。但し、ポールをかけるフックについては完成確認時までに設置のこと。

- ③ ごみ収集車の通行及び作業の支障を来たすことのないよう進入路上の駐停車対策を徹底すること。なお、開発区域内でステーションを開設する場合は、その区域内における当該ステーションまでの間の進入路上に建設工事車両が停止しないよう建設業者に対し指導を行なうこと。
- 遵守されない場合については当該ステーションの開設を休止することとする。
- ④ ステーション土間は、前面敷地との段差が無いように施工すること。また、側溝がある場合は、グレーチングをステーション幅とその両サイド 60 cm以上に設置すること。
- ⑤ 開設にあたっては、必ず 10 日前までに当センターへ連絡をすること。
- ⑥ 開設時には、ごみの出し方のマナー及び収集日の表示する場所を設けること。
- ⑦ マナー違反のごみは回収することは出来ないため、入居説明会時には、資料によりごみの出し方（指定袋等）、マナーの周知徹底を行うこと。
- また、集積場使用時においても、再度ごみの出し方（指定袋等）、マナーの周知徹底を行うこと。
- ⑧ 集積場利用にあたっては、周囲に影響を及ぼすことのないよう良好な管理を行うこと。
- ⑨ 開設後、収集日に収集場前に車・自転車等、収集の障害となるものがある場合は収集を中止するため入居者に注意を行なうこと。
- ⑩ 市民は、「**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**」および「**廃棄物の処理及び清掃に関する条例**」等関連する法令を遵守すること。
- ⑪ ごみ集積施設を帰属する場合は、その四隅に官民境界を示す境界杭を設置すること。また、帰属する土地の地目は雑種地とすること。

上記、条件が守られない場合は、収集できない場合があります。